

経済金融活性化特別地区における不動産取得税課税免除

[規定: 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第7条]

法律で定める経済金融活性化特別地区において、特定経済金融活性化産業の用に供する一の設備であって、これを構成する対象設備を新設し、または増設した者について、課税免除の対象になります。

(指定地区: 名護地区)

1. 対象事業

①金融関連産業、②情報通信産業、③観光関連産業、④農業・水産養殖業、⑤製造業等

(詳細な業種についてはお問い合わせください)

※経済金融活性化計画

2. 対象施設の要件

① 当該地区の指定の日から令和3年3月31日までの間に新設し、又は増設したものであること。

② 対象事業の用に供する一の設備で、これを構成する減価償却資産(※)の取得価格の合計額が1,000万円を超えるものであること。

※減価償却資産：所得税法施行令第6条1号から7号、法人税法施行令第13条第1号から7号

3. 課税免除の適用範囲

家屋：対象事業の用に直接供する部分

土地：適用家屋の垂直投影部分


(取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る)

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

< 必要書類 >

- (1) 不動産取得税課税免除申請書 (土地、建物それぞれ提出して下さい) ※
- (2) 図面(縮尺の合うもの) → 各階の平面図及び立面図(土地の場合は、配置図も提出)
- (3) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (4) 会社の商業登記簿謄本及び定款
- (5) 家屋の建築請負契約書
- (6) 土地の売買契約書
- (7) 減価償却資産であることを明らかにする書類 → 減価償却明細書

※(1)については沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 検索  クリック